

平成30年10月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年10月10日(水)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明  
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝  
13番 上森 力 14番 上中 悠司 16番 川井 洋之  
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 15番 岡上 達

事務局 局長 那須久男 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史

会議録署名委員 13番 上森 力 16番 川井 洋之

議 長 皆さん、こんにちは。昨年に続いて今年も秋に長雨が続き農作業が遅れておりますが、日本各地で地震が発生したり、台風被害を受けたり、大変憂慮しているところです。当地方におきましても、先日の台風により各地に塩害が発生している状況です。上芳養では山の高い位置まで被害を受けており、梅の木が相当落葉し、花がちらほら咲きかけている状態となっております。海岸から遠く離れたこの地域まで塩害の影響を受けたのかと驚いています。お隣のみなべ町周辺は塩害が酷いようです。龍神地域では10日間停電が続いた地域もあり不便を強いられました。ご苦労されたことと存じます。それでは会議に入りたいと思います。最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 入口 田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。  
1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は406㎡、他2筆、合計934㎡、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、申請の理由は太陽光発電施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は4,504㎡の内4㎡、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、申請の理由は携帯電話基地局です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は173㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は駐車場です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は266㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は336㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は625㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,044㎡、地目は登記簿が田、現況が休耕田、申請の理由は分譲住宅です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,357㎡、他1筆、合計1,615㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇

字〇〇〇〇、面積は273㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,183㎡、他4筆、合計2,795㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は宅地造成です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は17㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は一般住宅です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は3,581㎡、地目は登記簿が田、現況が休耕田、申請の理由は太陽光発電施設です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は819㎡、地目は登記簿が田、現況が休耕田、申請の理由は太陽光発電施設です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は86㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は駐車場です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、除外14件、除外合計は12,568㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は109㎡の内10㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は携帯電話基地局です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は596㎡、地目は登記簿が田、現況が休耕田、申請の理由は太陽光発電施設です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は148㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、他1名、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は446㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は466㎡、他6筆、合計1,591㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外5件、除外合計は2,791㎡です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願い申し上げます。まず、田辺農業振興地域整備計画変更申請からお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番12番13番について現場を確認しました。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番5番異議ございません。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、7番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、8番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、9番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、10番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、11番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、14番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請14件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。 続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。1番から5番まで異議ございません。
議 長	はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請5件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。 続きまして、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務所の説明をお願い申し上げます。
農振課 土屋	それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の664㎡、他1筆、合計1,176㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年9月25日です。引き続き、それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、714㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年11月1日から平成40年10月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,416㎡、他1筆、合計1,680㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年11月1日から平成50年10月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,379㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年11月1日から平成35年10月31日の新規です。合計3件、4筆、3,773㎡、貸し手3名、借り手1名です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。 (なしの声)
議 長	はい、それでは報告とさせていただきます。 続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。1番2番異議ございません。
議 長	はい、3番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で基盤法に係る議案は終了しました。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日、那須事務局長が市議会出席のため遅れるとのことです。本日の欠席委員さんは、15番岡上委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、13番上森委員さん、16番川井委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地の形状変更願について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,917㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,187㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は172㎡、他2筆、合計1,290㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は679㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上4件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申しあげます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番2番異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番4番異議ございません。

議 長 はい、以上4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員 3ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は616㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設機械置場・駐車場616㎡、着工日、工事期間は許可日より9か月以内、農用地の内外は農用地内の一時転用です。少し補足させていただきますと一時転用終了後は盛土を残したまま、貸し人である土地所有者が

引き続き畑として耕作する計画です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は農業振興地域内の農用地区域内農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は138㎡、他6筆、合計1,982.75㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅9棟301.09㎡、道路・駐車場等1,681.66㎡、合計1,982.75㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は181㎡、他4筆、合計1,486㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,486㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。このことについて報告書が添付されています。譲渡人から説明を行い同意を求めたところ、太陽光発電施設は景観が悪くなるとのことで同意書を得られなかった。譲渡人は以前、この隣接農地所有者が太陽光発電施設への農地転用申請を行う時に、隣接者として同意していたため、再度同意を求めたが、同意書は得られなかったが、転用申請は進めてくれても良いと返事だった。後日、譲受人・工事業者からも説明を行ったが同意書は得られなかったとの内容です。水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。先日10月5日に、〇〇〇〇委員・岡内係長・里上企画員と私の4名で現地調査に行ってきました。それでは説明に入らせていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約200m、現況は田です。隣接状況は東側が市道、西側が畑、南側が田、北側が水路・公衆用道路です。転用理由は、借り人が施工する工事に必要な建設機械の置き場や工事車両の駐車場用地として当該農地を一時転用するものです。転用期間終了後は盛土を残したまま、貸し人である所有者が引き続き畑として利用します。転用内容は建設機械置場及び工事車両5台分の駐車場とします。高さ0.87～1.36mの盛土を行います。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約900m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が公衆用道路・宅地、南側が宅地、北側が宅地です。転用理由は、譲渡人は、なかなか収益の上がらない当該地を処分し、農業経営の縮小を考えていたところ、分譲住宅用地として利用したいと要望があり、譲渡するものです。転用内容は分譲住宅9棟、道路・駐車場等を建設します。高さ1

5～17cmの盛土及び高さ20～110cmの切土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに申請地内新設側溝を経て西側市道側溝へ放流です。隣接同意は不要です。水利同意は有りです。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が雑種地・田、西側が田・畑・市道、南側が公衆用道路・宅地、北側が公衆用道路です。転用理由は、譲渡人は後継者もいなく、農業経営ができなくなっていたところ、太陽光発電施設用地として利用したいとの要望があり、譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル300枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意が一部ありません。事務局から説明がありましたように、申請者や施工業者からも事業内容を説明し隣接同意を求めましたが、景観が悪くなるとの理由で、同意を得られないとのことですが、転用申請は進めてくれても良いとの返事があったとのこと。水利同意は有りです。許可相当と判断します。

- 議 長 はい、それでは逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおり異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。周辺は住宅地です。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 以上、3件異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。
- 里上 企画員 4ページをお願いします。議案第3号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は664㎡、他1筆、合計1,176㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約200m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田・雑種地、西側が田・畑・市道・宅地、南側が田・用悪水路・北側が河川、形状変更の理由は、申請人は5、6年前から業者に田植えや稲刈り等を依頼していましたが、採算が取れず、2年ほど前から休耕田となっていました。この度、地元の方が野菜畑として使用貸借を結びたいとの申し入れがあり、形状変更を行うものです。高さ1.5mの盛土を行います。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。
- 議 長 はい、それでは逐条審議をお願いします。1番。

- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 以上、1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。
- 里上 企画員 5ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,540㎡の内130㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫41㎡、転用面積130㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、只今の報告について、ご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。9月の県の農業会議に提出いたしました4条申請2件、5条申請6件につきましては無事答申されましたことをご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告がございますのでお願いします。
- 片井 企画員 農業者年金加入推進活動について説明あり。
- 議 長 はい、ありがとうございます。最後に局長から一言お願いします。
- 那須 局長 本日は、市議会産業建設委員会へ出席のため、こちらの会議に遅れましたことをお詫び申し上げます。ここで少し先の台風被害についてお話させていただきます。度重なる台風襲来により多くの被害が出ています。一つの例を申し上げますと、龍神の水路が、今までにない規模で被災しています。今後は毎年、今年クラスの台風が発生するとも言われています。こうしたことを想定しつつ対応をしていかなければならないと感じています。塩害については、みなべ町と芳養谷において、風向きによりますが奥地まで被害が出ています。来年の作柄への影響も懸念されています。みかんについても傷の被害が多く発生しています。雨が多いことも重なり糖度が増さず、酸度も低い状態で品質に影響が出ており対策が必要になってくるのではと聞いています。そのような状況です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ほかに無ければ、本日はこれで閉会いたします。慎重にご審議いただきましてありがとうございます。

午後2時57分終了